

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第三号及び第五十八条の五第一項第八号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九〇十一 「略」</p> <p>6 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「略」</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八〇十 「同上」</p> <p>6 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「同上」</p>

二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

7 法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「8〜17 略」

18 法第三十二条第六項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号、第五項第十号、第六項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項並びに前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十条の二 法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しな

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

7 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「8〜17 同上」

18 法第三十二条第六項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号、第五項第九号、第六項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項並びに前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十条の二 「同上」

<p>いものに限る。第三項及び第八十三条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第四十五条第五項第十号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 略〕</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第四十五条第五項第九号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。